石巻市地域おこし協力隊[右腕型]募集要項

（受入事業者：漁業生産組合浜人、募集テーマ：浜をつなぐ地域連携コーディネーター）

１ 地域おこし協力隊制度について

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的とした国の制度です。

２ 今回募集する隊員の活動内容

石巻市・北上地区の十三浜を拠点に、海藻養殖の価値向上と浜全体の担い手づくりを担う、地域連携・事業推進役として活動していただきます。

具体的には、以下のような活動をしていただきます。

・海藻の高付加価値化・商品開発（フードロス品の活用を含む）の企画・実行
・国内外への販路拡大に向けた商談同行・営業サポート
・漁業の担い手の採用・育成の仕組みづくりの補助
・地域の漁業者や ASC 認証関係者との関係構築・コーディネート

３ 募集期間

令和８年９月３０日（水）から１０月３１日（土）１７時まで

４ 募集人数

１名

５ 求める人物像

(1)　必須スキル

・普通自動車運転免許（AT 限定可）
・営業や管理、仕組みづくりが好きな方
・いろんな世代の人と関係を築けるコミュニケーション力
・浜の現場にも足を運び、人と対面で関わる仕事に前向きな方
・海のある地域での暮らしそのものを楽しめる方

(2)　歓迎スキル

・営業・販路開拓の経験がある方
・商品の企画・開発に関わった経験がある方
・SNS・情報発信が得意な方
・水産業・地方創生に関心がある方

６ 募集要件

「５　求める人物像」の（1）必須スキルを満たし、次の要件をすべて満たす方

(1)　次のいずれかに該当する方

ア　三大都市圏を始めとする都市地域等（※）に現に住所を有しており、委嘱後、生活の拠点を本市に移し、住民票を異動できる方

※「三大都市圏を始めとする都市地域等」とは、過疎法や山村振興法等で定める条件不利地域に該当しない市町村、一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域を指します。（詳しくは「１５　問い合わせ」までご連絡ください。）

イ　地域おこし協力隊員として他の地方自治体から委嘱を受け、当該地方自治体において２年以上活動した経験を有し、解嘱された日から１年以内である方

ウ　語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）の参加者として２年以上活動した経験を有し、JET プログラムを終了した日から１年以内である方

エ　海外に在留し、住民基本台帳に登録されていない方

(2)　隊員着任時までに本市へ住民票を異動する意思を有する方

(3)　地域おこし活動を通じての地域の活性化に意欲があり、委嘱期間終了後も引き続き本市に定住する意思を有する方

(4)　地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない方

７ 隊員の身分及び委嘱期間

(1)　身分は石巻市職員（パートタイム会計年度任用職員）です。

(2)　委嘱期間は原則１年間となります。（最長３年間）

(3)　社会保険や通勤手当等の福利厚生費は市が負担します。

８ 勤務地

石巻市北上町・十三浜

９ 勤務時間等

・勤務日

平日の午前９時から午後５時までの７時間勤務（休憩１時間、週３５時間勤務）

・休日

土日、国民の祝日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）

［勤務状況確認方法等］

・毎月の活動日誌、活動状況報告書を翌月１０日までに市あて提出していただきます。

・毎月１回、隊員全員が指定する場所に集まり、活動状況を報告していただきます。

１０ 報酬等

(1)　報酬

月額１９９，５００円

(2)　各種手当

・通勤手当（支給要件に応じて支給）

・期末手当及び勤勉手当（６月と１２月に支給）※委嘱時期、勤務実績等に応じて支給

・住居手当は支給されませんが、活動経費（補助金）の対象となります。

・退職手当は支給されません。

(3)　活動経費（補助金）

限度額：１年間当たり１，２００，０００円※任用期間により限度額に変更あり

※概算払いとして補助金の８割まで事前に交付可能

【活動経費として対象となるもの】

ア　隊員が居住する住居家賃（家賃の１/２を補助※補助額は月 30,000 円を上限とする）

イ　活動用車両の借上げに要する経費（活動割合分補助）

ウ　活動用車両の維持に係る消耗品、ガソリン代等（活動割合分補助）

エ　活動旅費等の移動に要する経費

オ　活動に必要な道具、消耗品等の購入に要する経費

カ　関係者間の調整、意見交換会等に要する事務的な経費

キ　隊員の研修受講に要する経費

ク　地域住民との交流、地域おこしに資する取組等に要する経費

ケ　その他活動に必要と認められる経費

(4)　副業

副業を行うことは可能ですが、兼業の届出を提出いただく必要がありますので事前に協議願います。

１１ 休暇

・年次有給休暇（１年度目は最大１０日間の付与）※任用期間により付与日数変更あり

（例）令和９年４月着任の場合

令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの１２か月で新たに１１日間付与（令和９年度分）

・特別休暇（夏季休暇、結婚、忌引等）

（例)令和９年４月着任の場合の夏季休暇

令和９年７月１日から１０月３１日までの間で５日間付与

１２　選考スケジュール（予定）

申込書提出期限　　令和８年１０月３１日（土）午後５時まで

一次選考（書類審査、市担当者ヒアリング）	１１月上旬～１１月中旬
審査結果通知	全選考終了後１０日以内
二次選考（受入事業者及び市ヒアリング）	１１月中旬～１１月下旬
選考結果通知	全選考終了後１０日以内
インターン開始	１２月頃～（原則３か月間）
最終選考（プレゼンテーション）	インターン終了月の上旬～中旬
選考結果通知	最終選考終了日から１０日以内
活動開始	令和９年３月頃～（応相談）

１３ 選考方法と選考基準及びインターンについて

(1) 一次選考

ア　市担当者による書類審査及びヒアリング（WEB）にて審査します。

【選考基準】

① 書類に不備がないか。

② 「６　募集要件」を満たしているか。

イ　一次選考結果については、全申込者の一次選考が終了後通知いたします。

(2) 二次選考

ア　市担当者及び受入事業者による WEB 審査をします。

【選考基準】

① 「２　今回募集する隊員の活動内容」を理解し、継続して活動できそうか。

② 受入事業者や地域住民と協働できる姿勢があるか。

③ 最長３年間の活動や本市での生活に現実的な見通しがあるか。

④ 受入事業者とともに活動するうえで大きな懸念がないか。

(3) 地域おこし協力隊インターンによる活動

ア　地域おこし協力隊インターン生として委嘱します。（雇用関係はありません。）

イ　勤務は１か月２１日間（１日当たり７時間）を目安とします。

ウ　報酬は１活動日当たり１２，０００円を支給します。（宿泊費、活動費等含む。）
１か月毎に活動日誌及び活動状況報告書を作成し、翌月５日までに SDGs 移住定住推進課宛て提出いただきます。確認後、１か月分の報酬を翌月１５日に支払います。

エ　住民票はこの段階では移す必要はありません。

(4)　最終選考（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア　石巻市役所にて、実施する事業に関するプレゼンテーションをしていただき、選考基準に基づいて石巻市が審査します。

【プレゼンテーションの内容】

・３か月のインターンで得た経験や今後の展望についてプレゼンテーションしていただきます。

・プレゼンテーションの方法は原則 PDF 資料とし、１者につき３枚以内のスライド

とします。最終選考前日までにPDFデータをSDGs移住定住推進課宛て送付してください。

・プレゼンテーションに必要な大型モニター、HDMI ケーブル、操作端末（パソコン等）は市が準備します。

【選考基準】

① 活動内容や役割について理解できているか。

② 受入事業者と円滑なコミュニケーションが取れているか。

③ 最長３年間の活動が現実的に見込まれるか。

④ 任期終了後の方向性について一定の考えがあり、本市での生活の継続が見込めるか。

イ　結果については、最終選考実施後、１０日以内に通知します。

１４ 応募方法

Google フォーム「【石巻市地域おこし協力隊】令和８年度エントリーシート」に必要事項を記入いただき、住民票抄本の写真データをアップロードの上ご提出ください。受付後、事務局よりご連絡いたします。

１５ 問い合わせ

(1)　応募に関する問い合わせ

面白い人が活躍できる街にする共同事業体（地域おこし協力隊事務局）
宮城県石巻市中央二丁目１０－２
電　話　０２２５－９８－９９６９
ＦＡＸ　０２２５－９０－４９８３
E-Mail　ishi_support@googlegroups.com

(2)　その他問い合わせ

石巻市企画部ＳＤＧｓ移住定住推進課　地域おこし協力隊担当
宮城県石巻市穀町１４番１号
電　話　０２２５－９５－１１１１（内線４２２４）
ＦＡＸ　０２２５－９０－８０４３
E-Mail　issdgs@city.ishinomaki.lg.jp

１６ その他

【地域おこし協力隊員の活動に当たって】

地域おこし協力隊員として自覚を持って活動するとともに、下記事項についても取り組んでいただきます。

・市報や各種SNS、新聞等を活用した情報発信、メディア取材対応
・各種研修会等への出席

・年度末や任期満了に伴う活動報告会での発表
・その他地域おこしに関わる活動への参画

【虚偽の申請があった場合の対応】

申請者が石巻市に対し虚偽の事項を申告した場合や、重要な事項を故意に隠して申請をした場合は、隊員の活動期間中であっても、中止する場合があります。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき、適切に取り扱います。